

スポーツアロマトレーナー®ボランティア活動規約

この規約は、これまでの活動中に生じたトラブルや協会へ寄せられた参加者の声を反映し、ルール作りがなされました。

第1条 〔規約趣旨〕

本規約は特定非営利活動法人日本スポーツアロマトレーナー協会（以下、「当会」という。）の活動趣旨に賛同しボランティアとして活動を行うスポーツアロマトレーナー®（以下、「ST」という。）と当会の協力関係を定めるものであり、STは、スポーツに関わるすべての人々の為に、スポーツアロマセラピーを活用しながら、選手の競技能力の向上と心身のケアを通じて、スポーツ業界や地域社会に貢献する活動を円滑に進めるために本規約を遵守する。

第2条 〔目的〕

- ① スポーツアロマセラピーを通してスポーツ愛好家、競技者、関係者などへの心身のケアと怪我の予防
- ② スポーツアロマトレーナー®としての資質を養う
- ③ スポーツアロマトレーナー®資格の職の認知
- ④ 社会貢献活動

なお、ボランティア活動（以下「活動」）参加者の各役割は希望選択方式ではなく、大会及びイベント主催者並びに当会活動部会・各大会リーダーが決定した役割に従い、STはその役割に従事すること。日本国内の法律に従うことはもちろん、大会及びイベントで定められたルールを遵守すること。

第3条 〔ボランティアの受け入れ〕

活動に参加するにあたり、「スポーツアロマトレーナー®活動登録申請書」関連書類一式を当会へ提出するものとし、事務局が指定する個人情報を提供し登録が完了した時点をもって、活動資格を有する。当会が適当でないと認めるときは、活動に受け入れることを断ることができるものとする。

第4条 〔守秘義務〕

当会の活動へ参加した際に知り得た内容や情報、選手及び関係者、他の参加者の個人情報を、当会または当該者の許可なく公にしてはならない。

第5条 〔営業・勧誘行為の禁止〕

ボランティアの立場を利用し、活動実施中及び活動終了後において、選手及び関係者、その他の参加者に対していかなる営業・勧誘行為もしてはならない（名刺交換・パンフレット等の配布）。但し、当会が定めた者（理事・リーダー等）が当会の普及活動を目的として使用する場合はこの限りではない。

第6条 〔ボランティア保険〕

当会は活動決定時に速やかに活動登録者リストを取りまとめ、ボランティア保険に加入するものとする。保険会社及び補償内容等は当会が選定し、加入手続きを行い、費用はSTが負担するものとする。ボラ

ンティア保険の補償範囲を超えた責任は ST が負うものとし、ST（代理人含む）は当該保険の補償範囲以上の請求を当会へ求めないものとする。

第7条〔第三者等への損害賠償責任〕

故意または過失により、活動において、当会、選手及び関係者、他の参加者または第三者に損害を与えたときは、ST が自らその賠償責任を負うものとする。

第8条〔反社会的勢力でないことの表明〕

次の各号のいずれにも該当しないことを表明する。なお、これに反することが明らかになった場合、当会は ST の活動への参加を断ることができる。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められること
- ② 反社会的勢力を利用していると認められること
- ③ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ④ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- ⑤ 自らまたは第三者を利用して、当会または東明の関係者に対し、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いること

第9条〔活動資格の喪失〕

① 活動内容による喪失

第4条、第5条、第8条及び活動参加条件および参加規則に違反し、当会及び主催者、関係者及び他の参加者の名誉や信用を損なう行動や発言が認められた場合、活動資格喪失の勧告を行う。勧告に複数回従わない場合、またその程度が悪質な場合は資格を失うものとする。

② その他の喪失

その他、ST 本人からの申し入れにより当会が同意した場合、資格喪失となる。

第10条〔その他〕

この規約に定める者の他、活動の運営に関し必要な事、本規約に定めが無い事柄で検討が必要な場合、当会とその関係者、ST が協議の上、別途定めるものとする。

第11条（施行日）

本規定は、令和元年10月1日より施行する。

活動参加条件および参加細則

【参加条件】

- 良識ある社会人として高い倫理観を持ち、法令その他の社会規範を遵守し、且つ当会のボランティア参加規約に同意いただくことを条件とします。
- ボランティア精神についてご理解し頂き、アンチ・ドーピングの理解とハラスメント防止に努め、違反のないよう徹底ください。
- ST が未成年である場合は、必ず保護者の同意を本人が得なければなりません。別途「ボランティア登録・保護者同意書」を提出する必要があります。
- ST 本人、ご家族に感染症に罹患されている方、また介助を必要とする方の参加はご遠慮下さい。活動によっては、長時間の車移動、日中野外での活動などを伴います。活動内容を熟慮の上、健康に不安のある方は参加をお控えください。

【移動に関して】

- 活動への参加移動手段・宿泊については各自で確保ください。それにかかる一切の費用は自己負担となります。
- 事前に決められている活動予定（時間）を厳守し、当日のキャンセルや変更は活動全体に支障が出るため、予め計画を立ててご参加ください。基本的に活動日（前後日を含む）に当会の指定の場所・時間に集合してください。

【活動現場での注意点】

- 活動へは ST 本人以外は立ち入りを認めません。（同伴者は立ち入ることができません）
- 活動に参加される際の服装は、各大会活動で指定された服装を必ず着用してください。
- 活動参加時は当会が定めるスポーツアロママッサージ・ストレッチ・テーピング以外の手技療法は原則禁止します。
- 大会活動中、大会主催者及び当会の許可がない限り、選手が使用する室内、待機場所への出入りはできません。
- 飲食及び喫煙は、他の者に迷惑が掛からないように留意し、定められた時間帯と場所でのみ行うようにしてください。

【迷惑行為について】

- 活動参加時は、当会ならびに主催者、競技団体等のルール・指示を遵守し、責任感、協調性を持ち、進行に協力してください。全ての人に対し、誹謗、中傷と認められるような言動、行動が判明した場合には速やかに活動を中止し、今後一切の活動参加を認めません。
- 主旨に反する言動・危険な行為・リーダーの指示に従わない方は活動への参加資格を取り消すことがあります。

【事故やケガについて】

- 活動時は各自の貴重品について、盗難及び紛失などの事故が起きないように、自己管理に努めてくださ

い。尚、各自の貴重品の盗難、紛失並びに損傷などについて、当会は責務を負わず、一切弁償・弁済を行いません。

- 活動に関連する一切の資材・機材に故障が生じたり、自ら損傷させた場合には、リーダーおよび責任者に申告ください。

【免責事項】

- 諸般の事情により活動及び大会が中止された場合、移動や宿泊等に関する補償は一切負いません。
- 活動中において発生した一切の事故や怪我・病気などの責任は一切負いかねます。
- 活動へ参加するに当たっての往路・帰路等移動途中の事故に対しても責任を負いかねます。会場への道中は事故等の無いようお気をつけください。

※尚、上記項目に関してボランティア保険の補償範囲を超えた責任は ST が負うものとし、ST のご家族や関係者等からの損害賠償請求にも応じませんのでご了承ください。(第6条参照)

【その他】

- 活動の内容や種類によって参加条件、規則が変更になる場合があります。
- 天候や災害、交通状況など、不慮の事態により、活動直前または開始後に、作業内容や活動が変更・中止になる場合があります。
- 活動時の写真や映像の著作権および肖像権は、基本的には当会所有となり、当会の広報活動などで使用されることを事前にご確認、ご了承ください。
- 撮影の許可された大会であっても、SNS、ブログ等に写真を個人的に使用する場合は、選手の肖像権にご注意ください。
- 活動中の撮影は、各大会リーダーからの指示に従ってください。

<お願い>

参加者の皆様が、SNS 等に活動写真を載せる場合、他団体との区別の為【#日本スポーツアロマトレーナー協会】【大会名(例 **国スポなど)】を必ず記載ください。

スポーツアロマトレーナーの発展の取り組みにご協力をお願いします。

以上

2025/6/25